

第7回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成23年4月21日(木)
午後2時から

場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 まちづくり基本条例の構造(例示)について

3 部会に関する事項について

4 その他

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第7回)議事録

開催日時 平成23年4月21日(木) 午後2時00分～午後4時30分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 15名
欠席者 委員 5名
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 第7回上牧町まちづくり基本条例策定委員会を始めたいと思う。開会に先立ち、次第に基づいて、今日の委員会のイメージを話したいと思う。その後、事務局のほうから諸事連絡を行い、本題に入る。本題については、具体的な条例についての論点に入る。まず、前回決定したまちづくり基本条例の構造(例示)を基に事務局の方から説明してもらおう。その後、まちづくり基本条例の構造案のイメージを持ってもらい、部会に関する事項を検討してもらおう。大きい論点であり、部会を作るのかどうか、作るとしたらいつ作るのか、構成員をどうやって決めるのか、部会はいつ行うのか、公開・非公開にするのか、議事録はどうするのかなど、いくつか論点があり、限られた時間であるので、できれば、部会を作るかどうか、いくつ作るのか、構成員をどうやって決めるのか、その辺りだけでも今日中に決められたら良いと思う。

本日の委員会の欠席が梶野委員、辻委員、芳倉委員、東委員、川人委員となっている。

事務局 委員の異動について、第一回目から委員会を欠席していた松下委員に対して、これからの委員を続けるかどうかの意向を聞いた結果、委員の職を辞したいという意向が示されたので、4月12日付で辞職することを報告する。PTA連合会の川人委員につきましても、委員の職を辞したいという意向が示されたので、併せて報告する。

続いて、事務局の異動について、定年退職となった松田部長の後任として、前水道部長の外川部長が着任した。総務課に異動となった池内課長の後任として、前下水道課長の西山課長が着任した。課内異動により、勇川主幹に代わり福西課長補佐が事務局を担当することとなった。野村主事と松井（係長）は前年度に引き続き担当する。なお、4月1日付で、町の機構改革によりまちづくり基本条例を所管する部の名称が「企画建設部」から「都市環境部」に変更になった。

外川部長　－あいさつ－

4月1日付で都市環境部長を拝命し、水道部の方から着任しました。委員の皆様方には昨年の10月から数回にわたり委員会を開催していただきまして、地方自治の最高規範と言われております、まちづくり基本条例の策定に向けてご尽力いただいていること感謝を申し上げます。大変な作業で長い期間がかかるであろうと覚悟しているところであります。私たち行政側としましても最大限ご協力をしていきたいと思っております。

副委員長　事務局に確認したいが、各種団体の代表5名が辞任しているが、補充をする考えがあるのか、補充なしでいくのか、事務局としての考えを聞きたい。

事務局　当初8名の各種団体選出の委員で構成していたが、3名になるという状況を踏まえて、事務局の方では、追加の選任も含めて検討しているが、町長に8名中5名が辞任していることも報告するので、追加の委嘱することの是非については協議する。

山中委員　当初の話では、各種団体の代表者に委嘱していても、資格は個人ということであった。それならばむしろ、PTAや福祉関係、子供会関係など枠をつけて公募してはどうか。私も自治会長の経験があるが、会長が会員の意見を広く知っているわけではないので、会長個人の意見を述べることになる。従って、いろいろな意見を聞くのであれば、枠をつけて公募し、関心のある人に参加してもらうのが合理的である。即ち、関心はないがあて職だから参加しているだけ、というのよりはきちんとした意見が聞けると思う。

井尻委員　それもひとつの考えだと思うが、設置要綱では各種団体の代表ということ

で規定されているので、ここら辺から改める必要があると思う。

柄沢委員 設置要綱で、町関係各種団体の代表となっているが、代表というのは必ずしも長というふうにとらずに、その中から誰かひとりという考え方でいけば、山中委員の考え方と同じになるのではないかと思う。

小林委員 この問題については、最初に委員が辞任した時の事務局の説明では、団体代表ではなく個人の資格で選んだということであった。一方、設置要綱には、井尻委員の指摘のように町関係各種団体の代表と書いてあるので、もう一度事務局で整理してもらった方が良いと思う。今後、辞任者が出てきたときにどうするか考えなければならない。規定と当初の説明とが食い違っている部分もあるので、正副委員長と事務局とで話し合い、もう一度整理し次回の委員会で説明することとしてはどうか。

山中委員 また、預かり（正副委員長と事務局との話し合い）になったが、ここにいる委員が同じ志をひとつにしてやるのだから、預かりについては反対である。町関係各種団体代表というのはどうやって選任しているのか、私は過去に質問をしたことがある。事務局の説明は「いろいろ方の意見を聞きたいから」というものであった。どの団体から選任するというのは事務局の一任でやっているが、この際、委員会でこういう団体に来てほしいということを形にして、欠員補充については、もう一度やり直してはどうか。問題は、どのような団体を選べばいろいろな意見の出るのか、という議論である。そして代表あるいはその団体に属する方なら誰でも良いとし、関心のある方が来てもらい、いろいろ意見を出して、議論をして、より良い条例をつくるということが目的である。渋々来るということはあまり歓迎しない。

小林委員 山中委員の熱心な方に出席してもらおうという意見は理解できるが、設置要綱は議会で決まったものではないか。（実際は町長決裁）3条の「次の号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。」で（1）一般公募住民、（2）町関係各種団体の代表、（3）町議会議員、（4）学識経験者と4つ並んでいるが、策定委員会でこういう団体から出てもらいたいという要望は出しても良いが、欠員の補充についての決定権はないと思う。町長がこの規定に沿って委嘱をするということなので、現在、町関係各種団体の代表の欠員が

5名をどうするかを事務局と町長とで早く話をして決めてほしい。

事務局の説明で、これまで、代表ではなくて個人の資格であるという説明であったので、話がややこしくなっている部分があるので、もう一度原点に戻って各種団体の代表に出てもらおうのであれば明確にしてほしい。また、まちづくり基本条例に関心のある方に来てもらいたいと思う。

事務局 当初では、各種団体の代表の選定については、町長と事務局の方で、まちづくりの根幹を出す部分の団体ということで自治連合会、PTA、子ども会という形での選任をさせてもらった。基本的には、団体の長という扱いでの委嘱ではないという認識はあるが、個人だという説明の中には、その当該委員会の活動の範疇の中の意見だけではなく、一般町民という位置づけでの意見を出してもらいたいという考えの中で団体の長ということで委嘱をしたのではなく、広く意見をだしてもらい、より深い意見まで出してもらおうという考えがある。

また、8名中5名が辞職したことを踏まえて、当該団体から選任するのかななどを、町長と事務局の方で再度協議する。

遠山委員 根幹を成す団体から選んだのであれば、そこが居なくなったら補充をしないといけない。先ほど小林副委員長の話でもあったが、正副委員長と事務局で預かりとしたいとあったが、預かりではなく、この規定では町長が委嘱するとなっている以上、町長もしくはその組織内の事務局で決めていくことだと思う。町長と話し合い、山中委員の意見（設置要綱第3条の件）も踏まえて次回までに報告してほしい。

事務局 早急に町長と話し合いをして、次回に報告したいと思う。

小田委員 その際に、第1回目から議事録に出ているこの件に関する発言、事務局の説明などを踏まえて説明してほしい。

田島委員 今日の配付資料の中で、市民32名、学識経験者1名、市職員5名の委員会で基本条例をつくっている市町村もあるので、委員会に必ず各種団体の代表が入らなければならない事はない。委員会で全部つくってしまう訳ではなく、途中で市民（町民）との公聴会や公開討論の場が設けられるはずであるので、各種団体の方の意見も十分に反映されると思う。この委員会

では、事務的なしんどい作業もあり、団体代表の方で忙しくて出席出来ない方もいるとすれば、意見反映の場がこの委員会に限定されるものではないという事も、町長との話し合いの際、伝えてほしい。

木村委員 辞職された方は、どういう理由で辞められたのか。各種団体の代表には、会長なども多く、身勝手という言葉は適切ではないが、都合悪いから辞めるだけではなく、誰か替わりを立ててこの人を推薦するという形で辞めるのが常識だと思う。

事務局 辞任の理由について、詳しくは聞いてないが、高齢であったり、子供が小さいであったり、家庭の状況の都合等で辞めている。事務局として慰留をしたが、それ以上の事ができなかったというのが実状である。

藤村委員 各種団体の方が日程的に合わない場合について、代理出席という方法もある。要綱には書いていないので、委員以外には出席できないと判断できるのだが、団体の委員が出席できない場合は、代理出席するといった方法も選択肢の中に入れてほしい。

事務局 以前にその議論があったと思うが、委嘱状はその個人の名前で交付しているので、代理出席は認めない。

議 長 それでは本題に入る。まちづくり基本条例の構造の例示を事務局から説明してもらおう。

事務局 この資料について、まちづくり基本条例にどの項目を必ず入れなければならない、逆にこの項目は入れないといった項目はない。それを受けて、条例を制定している市町村の例を参考にして、それぞれの条例に盛り込まれている項目を整理・集約をし、そのすべてを列挙したもので、項目としてはフルセットにしたものである。

具体的な構造では、多くの条例には前文がある。前文がない条例もあるが数は少ない。総則については、条例制定の目的、条例の位置づけ、ここでは最高規範性が謳われている場合が多い。定義については、条例にかかるキーワードとなるべき文言の定義をする。基本理念については、前文に含まれている場合もあり、このときは、基本理念は条例には含めない場合も

ある。基本原則については、一般的なまち作り基本条例の基本原則としては、参画・協働・情報共有が入っている。珍しい例としては、北海道・遠軽町の自立互助という項目で、生駒市の人権の尊重という項目も加わっている。町民の権利と責務、議会及び議員の役割と責務、行政の役割と責務の三本柱の規定が一般的である。それらの具体的な例示として町政運営では総合計画、説明責任、行政組織、行政手続、危機管理、広報公聴、財政、行政評価、住民投票が盛り込まれている。

参画と協働でまちづくり基本条例でのキーワードとなる部分の項目があり、もうひとつの柱である情報共有が一般的な条例の構成である。条例によってはない場合があるが、国、県、近隣自治体との協力・連携、広い範囲での国際交流というところまで言及をしている条例もある。

この条例ができた後の検証、この条例が適切に施行されているのかどうかのチェック機能のための委員会を設置する項目も事前に条例で規定している。以上が例示という形であるが、今後、上牧町まちづくり基本条例をつくっていくうえで、イメージとして持ってもらいたいための例示である。

他の資料の説明であるが、全国自治基本条例制定一覧は、出典が定かでないことを了承してもらいたい。かなり古い資料になるが、標題の上に掲げられている項目であるが、こういった項目がそれぞれの条例に盛り込まれている。

他団体の条例について、神奈川県・大和市は、市民32人が参加してできた条例である。三重県・伊賀市は、自治基本条例の中で一番条項数（58条）が多い条例となっている。埼玉県・志木市は、一番条項数（5条）が少ない条例である。参考までに配布した。

議長 基本条例の例示ということで説明があったが、あらゆる自治体の条例を調べた中で、全部の項目を入れた場合にこういった例示になったと考える。これを基に上牧町の独自の条例に置き換えていく。また、この項目は上牧町にはいらないなどを個々で検討していくのがまちづくり基本条例策定委員会での主な仕事になるとイメージしている。構造の例示の中で、町民の権利や議会、行政、このあたりが三本柱になってくる。残りは横断整理というか全体像の事を謳っている内容の構造になると思う。

山中委員 骨格といった時に、前提として部会分けがあると思うが、どのように部会

分けをするのかということと、私も数々の条例を見てきてのイメージを述べたい。

ここにひとつの缶詰があるとす。その上にもうひとつの缶詰がある。上の缶詰には「まちづくり」とレットルが張ってある。下の缶詰には、今の段階では「未定」というレットルが張ってあるとする。そして、中身は基本原則、基本理念、協働と参画、情報の共有、公開、人権の尊重、自立互助、憲法の思想、人権の哲学などが層になって入っている。下の缶詰から3本の腕が出ていて、それぞれの腕は住民、行政(首長含む)、議会である。そして3本の腕はしっかりと握手していて、その握手の上で、「まちづくり」とレットルの張ってある缶詰が乗っかっている。こんなイメージを私は持っている。もともとの地方自治というのは、腕が3本ではなく2本の腕であった。住民は選挙権と被選挙権しかなかった。もちろん直接請求とカリコール権など、国の法律で定められた間接民主主義を補完するようなものはあるが、2本の腕で行政と議会が、すべてを住民のために決めてきた。何故もうひとつの腕が増えたかというのが非常に大事な問題であって、パブリックコメント(本日配付の資料)とも関係があるのかも知れない。今、私たちがやろうとしているのは、これまでのような2本の腕ではなくて、3本の腕であるということイメージしている。これまでの委員会を通して委員のみなさんもそういったイメージをお持ちだと思うが、共通認識としてここで確認の為の議論をしてほしいと思う。即ち、共通の認識、イメージを前提に部会分けをする。そうすると部会分けは、住民の部、議会の部、行政の部といったグループに分けて、一番下の缶詰の部分は、全員で協議した方が良く考える。私の希望としては、このイメージをたたき台にして皆で議論し、委員全員が共通の認識となるようなイメージを作ってもらいたい、ということである。

議長 今、山中委員の部会についての話もあったが、平行して議論できたら良いが、私も同じようなイメージがあり、3つの柱を部会に分ける。その他の基本原則であるとか、総則であるとか、参画であるとか、他の自治体との協力であるとか、それ以外のものは全体会で決めていけば良いと思うのだが、全体会で決めるのか、一から決めるのか、部会で案を出して全体会で決めるのかというのは、また次の話になると思う。

遠山委員 あくまで一委員としての意見であるが、部会は3つに分ける。まず、町の

ことを考える部会、町民のことを考える部会、議会のことを考える部会を分けて、細かく議論をして、全体会で報告をする形にして、残りについては、全体会で報告ではなく議論していくような部会を決めていけば良いと考える。

藤村委員 基本的な考え方はそれで良いと思うが、3つの柱を示したが、それに対して少しだけ意見がある。行政の中には、首長と行政自身は分けるべきだと考える。つまり4つの柱にするべきだと思う。これまで過去の首長が好きなことをやってきたおかげで、町はこんなことになってしまった。よって首長の責務というのは非常に大きいと思う。以前、別の会で秋田県の鷹巣町の首長の話をしたが、首長は極端に言うといろいろなことができる、いろいろな権限を持っている。その辺りも町民がきちんとチェックできるようにしておかなければならない。行政と首長を別にして、4本の柱（住民、行政、首長、議会）で整備する必要があると考える。

構成については、上牧町自身で町の条例が60近くあると思うが、私たちが知らない条例がたくさん決まっていて、一度整理してはどうかと思う。前にも条例の話題になったと思うが、その辺りも踏まえて議論してはどうかと思う。

小林委員 今回の提案であるが、確かに首長と行政を分けるという案はあると思うが、もう一方で考えなければならないのが、一般委員が現在14名で、他に団体関係が8名、議員が2名いるが、一般委員が中心となって議論している現状を踏まえると、14名を4で割ると3名か4名になるので、あまりに少な過ぎてどうかと思う。概念として、首長のことも行政のこともきちんとやり、整理しながら部会で議論したら良いと思う。大きい柱は、住民、行政、議会で良いと考える。

藤村委員 部会はそれで結構だが、人数を分ける時に行政の中に一人か二人余分に配分してもらうなどの配慮もしておけば、3つの部会で良いと思う。

田島委員 3本の柱は賛成である。ただ人数配分に関して、例えば議会部会に議員は入るのか。また議会をよりオープンにしたり多くの住民に関心を持ってもらえる様にする方策が、住民参画の点から問題になる位で、議員の責務や役割はどの条例もそんなに変わらないので、議会部会の人数は多くはいら

ないと思う。が、住民や行政部会の方は、住民参画を行政のどの分野で誰がどこまで参画するのかなど決めるのは、大変な作業だし、かなりの議論が必要になるので、そこに人数を裂く必要があると思う。行政については、町の職員にも参加してもらわなければならないと思う。ただ均等に割るということではないと考える。

木村委員 肝心なことが抜けていると思う。決めることはこの全員で決めるから、その時点で思うことがあれば、議論すれば良いので、この委員会で決めるということだけは忘れないでほしい。それにより、一方への偏りや訂正がされていくと思う。各部会に分かれるのは賛成だが、相当の意見が交わされなければいけない。前にも話したが、代表的な町民の方を部会に入れて議論することは、少し宙に浮いていると思うが、それはどうなったのか。

遠山委員 私の持っている部会のイメージは、例えば町民のグループだとしたら、前々回にやったような問題点を、もう一度出し合うこともやって良いと思う。次に、現状を踏まえた上で、それに伴う条例はどのくらいあるのかを部会で検討しなければならないと思う。木村委員の言うように部会で決定するものではなくて、検討しながら案をつくり、全体会で報告し、議論して決めていく。そういった形で部会を運営していけば良いと考える。

山中委員 部会も傍聴を可能にしたらよい。傍聴でも、ただ聞くだけの傍聴にするのか、意見を言っても良いとする傍聴にするのか、そこが判断のしどころではあるが、こういった形にすれば木村委員の意見も可能になるのではないかと思う。

小林委員 部会に分けたときに、一般委員以外の町民からも委員会に入って意見をもらうような趣旨に聞こえたが、それにはルールを決めないといけない。傍聴者に意見を言わせると、余計に混乱する可能性がある。今は部会をどうするかの話がメインであるので、まずその議論をするべきである。その後で部会の運営についての議論にしたほうが良いと思う。

議 長 5分間の休憩後に、部会に分けるための資料を事務局より提示してもらおう。それを基に部会の分け方、在り方について話をしたいと思う。

議 長 定時になったので、再開する。今、事務局から配付された「まちづくり基本条例策定委員会における部会の所掌事項(案)」について、私としては「町政運営」、「参画と協働の推進」、「情報の共有」の事項は、全体会で検討していった方が良くとする考えを持っており、各委員においても個々に意見はあると思うが、イメージとしては、「町民」、「議会」、「町(行政)」の区分で3つに分けられていることが、大きなポイントであると思うので、このような形で分けていくという流れをまず確認し、集中した議論を経て決めていくことが必要であると考え。それが決まった段階で、次に各部会をどういうふうにしていくのか、部会ごとの定員や構成委員をどのように決めていくのか、部会の公開・非公開といったことを議論していくことが良いと考える。部会を公開とした場合、2か月先の期日まで決めて広報することが必要になり、臨機応変な部会の開催においては、対応できないことが想定される。部会の公開の有無については、次回以降の委員会で議論していきたいと考える。事務局により作成された部会の所掌事項(案)を見てもらいながら、各委員の意見を募りたいと思うので、忌憚のない意見を出してもらいたい。その前にまず、この案を作った背景、理由を事務局から説明してもらおうこととする。

事務局 先ほど説明した「まちづくり基本条例の構造(例示)」に基づいて、その区分ごとに、全体会で検討するのか、部会で行うのかを一覧形式で示している。「前文」については全体会で、「総則」、「基本理念」、「基本原則」については全体会若しくは各部会それぞれの共通所掌事項として、「町民の権利と責務」、「参画と協働の推進」については第1部会で、「議会及び議員の役割と責務」、「情報の共有」については第2部会で、「町(行政)の役割と責務」、「町政運営」については第3部会で、「国、県、他自治体との協力・連携」、「参画、協働を推進するための委員会の設置」、「条例の見直し、改正」については全体会で、それぞれ検討していくという案である。

柄沢委員 概ねこの分け方で良いと思うが、先ほどの議長から説明のあった「町政運営」、「参画と協働の推進」、「情報の共有」の事項について、事務局から示された案のとおり部会で検討するのか、全体会で検討していくのかという方向に意見が分かれるのではないかと思う。私は、全体会で検討してい

くことが望ましいとする議長の考え方に賛成である。

山中委員 「町政運営」と「行政」を区分された意図がよく分からない。3本柱の「町民」「議会」「行政」のそれぞれには、「参画と協働」「情報の共有」がそれぞれに含まれる。その上で、「町民に係ること全て」、「議会に係ること全て」、「行政に係ること全て」というようにすれば良いと考える。大雑把な言い方ではあるが、大雑把な方が良いと考える。そうすると、「参画と協働」、「情報の共有」は一応、共通概念としては残るが、これは3つの柱の全てに何ら可の形で盛り込まなくてはならないものなので、町民の側、議会の側、行政の側からのそれぞれの「参画と協働、情報の共有」のあり方に関する各論についての討論から行った方が、全体の概念を出しやすいものであると考える。

事務局 山中委員からの指摘のあった「町民の権利と責務」、「議会及び議員の役割と責務」、「町(行政)の役割と責務」については、「町民に係ること」、「議会に係ること」、「行政に係ること」というようにそれぞれ認識してもらってよいと考える。「町(行政)の役割と責務」と「町政運営」の違いについて、「町(行政)の役割と責務」は、町としての責務、町長の責務、町職員の責務について規定することを想定しているものであり、「町政運営」は、町が行っている個々の具体的な施策を推し進めるうえでの考え方などを規定することを想定しているものである。

遠山委員 「町」と「議会」と「町民」の区分で分け、「町」と「町政運営」については、とりあえずは一緒にしてもよいと考える。「行政施策」という概念で分けた方がいいと部会で判断した場合は、分けることにすればよいと思う。「参画と協働の推進」、「情報の共有」については、基本原則にも盛り込まれているので、あえて章立てをしないということも考えられるので、そのことも含めて全体会で討議をするのか、部会で行うのかを協議すればよいと考える。

藤村委員 個別にはそのとおりであるが、町民と行政と議会の役割と責務の全体像を理解し、それらのやりとりを仕分けしたうえで、部会分けをすべきであり、それをしないままで分けてしまうと、それぞれ複雑に入り組んだ構図をどこで、誰が整理することができるのかということを心配する。その整理を

行う部会がもう一つ必要なのではないかと言う気さえする。

田島委員 今の藤村委員の意見について、一般的なそれぞれの役割と責務は、概念として各自が持っているものであり、そこですごく複雑であると言われる中身がよく理解できない。

藤村委員 自分たちの町民としての責務は、それぞれが感じているところであるが、行政はどんなことをやっていて、それが我々とどのように関わりがあり、我々の意見がどう反映されていくのかということも含めたしくみが明らかにしておく必要があるという意見である。実際にやってみないと分からないことが多いので、そのための前処理が必要であると考えている。

田島委員 今回、基本条例をつくるなかで、参画・協働、情報共有ということで、町民が今までの行政や議会にどこまで参画できるのかという境界線を決めていく作業そのものになると思う。今、既にはっきりとしていて予めこれが役割であると前処理で決めると言うより、今までのあり方がこれでよいのか、どのようにすれば住民の意見をもっと取り入れる事が出来るのか、こういうあり方が望ましいから住民はここまで参加出来るようにする、と言うような議論を通して役割や責務は決めていくものであると思う。

山中委員 例えば、情報の共有ということを考えたときに、議会の方から情報の共有というのは、このようなふうにするべきであるとの線が出るとして、住民の方からも情報の共有について議会に向けて、こんなふうにとったらどうかという線が出る。同様に住民から行政に対して、行政から住民に対しても線がそれぞれ出る。町民、行政、議会の3本柱からは、情報の共有という考え方については、それぞれ2本の腕が出ることになる。その各2本の腕がうまく合致すれば、良いものができ、アンバランスであれば、部会で出したことを全体会で議論し直して、作り上げていくというように私はイメージしている。情報の共有については、住民と行政の関係のおいてのみに規定している条例も存在するが、そうではなく、議会からも情報の共有に関する線が出なければならないと考えている。

藤村委員 田島委員の意見に対して、前処理をした後はそのような議論になっていくものであると考えているが、現存の数多い条例では、屋上屋を重ねていってお

り、ちょっと具合が悪くなったから、条例をつくることにより解決しようとする場合が増えてきて、今のようなくみになっている。我々は、今のくみがどのようになっているのかという全容を把握している訳ではなく、その全容を把握しなければ、細かい話にも入っていけないと考える。そういう観点から整理・前処理が必要であると考え。そのための部会が一つあった方が良くはないかというのが私の意見である。

小林委員 今の上牧町の条例構造はどのようになっているのかということ、私も含めて理解できていない委員も多いのではないかと思います。説明できる方があれば、説明してもらったら良いと思うが、部会に分けて話をしなければならぬのかということに疑問を感じる。部会をどのように分けて議論を進めていくか、今の段階での決定打はないと考える。やってみないと分からない、部会の分け方も適切なものであるかどうか分からない状況のなかにあって、とりあえずはやってみて、柔軟に考えておいて、まずければ、全体会でも議論できるものであるし、部会そのもののあり方についても、まずい点があればもう一度考え直すというくらいの構えでいくべきであり、最初からこれで行くと決めつけるほどの自信は誰にもないと考える。とりあえず、大方の意見である「住民」「行政」「議会」の3つに分け、基本項目については、全体会で議論するという方向でやってみることを提案したい。

足立委員 行政のことも議会のことも何も分からない素人の私が、行政や議会に関する事柄を決めて良いものかと思っているし、決められるだけの能力も自分にはない。そのような状況にあって、行政の方や議会の方から現状等を聞かせてもらうような機会があれば良いと考える。私は町民なので、「町民」のことについてはある程度分かるが、行政、議会については、全くの素人なので分からないことが多く、そんな私が意見を言っても、上っ面の意見になってしまうと思う。その分野に携わっている方が、最もその内容を理解していると思うので、その方からの意見が欲しいと思う。

藤村委員 先ほどの小林委員のとりあえずはやってみようという意見に賛成である。ただ、私が3つを一緒にすればよいといったのは、ある段階において同じような議論がそれぞれで進んでいくものであると考えており、それはもったいないという思いから、前処理をしておけば、議論が先に進んでいける

という、それだけの違いである。

小林委員 足立委員の意見に対する感想であるが、我々は行政や議会についての専門家ではなく素人なので、行政や議会の技術的な運営の問題をつぶさに知らないでよいと考える。むしろ、我々町民の視点から町の運営や議会に対する色々な現状の不満や問題意識があり、それらを住民の立場から解消しようと思ったときに、どのような新しい町のあり方が必要なのかという視点でよいと考える。技術的な問題について分からない場合は、町のことや議会のことを分かっている方に、正規の委員ではないが説明者という立場で委員会に入ってもらうことで足りる話であり、心配することはなく、もっとフランクにというか自由にいろんな問題点や疑問点を率直にぶつけばよいのであって、むしろ素人の意見が大事であるというくらいの思いで、議論に関わった方がよいと考える。

山中委員 先ほどの藤村委員の意見についての質問であるが、行政というのは、条例と規則で動いており、現実に数多くの既存の条例があり、それらの条例が、もしも基本条例をつくった場合にどうなのかという議論なのか？以前に私が広辞苑で調べたところ、基本条例でいくら決めても、一般条例で違うことが決まっていれば、一般条例が優先する。さらに個別条例で書いてあれば、個別条例が一番優先するのではないかというという議論があるようである。そういう意味から今、現に上牧町にある条例を事務局によって整理したものを示してもらい、また、基本条例の策定の中間の段階において基本条例に抵触する条項の有無を整理することが必要であると考えます。

柄沢委員 部会をどうするのかということについて、前に進んでいないように思うが、先ほどの小林委員の意見のとおり、ある程度分けて、何度かに1回は全体会をするわけなので、不都合があれば、その際に議論して変更していくという形で進んでいけばよいと思う。町の既存の条例について、その全部を見ていくことはかなりの作業になるので、生駒市の条例でみれば、この基本条例が最高規範であるということが謳われていて、他の条例の制定、改廃に際しては、この条例を尊重して整合を図らなければならないとされており、これに既存の条例で反するものがあれば、そちらの規定は優先しないという条項を入れればよいと思う。先ほどの住民のことは分かるが、町や議会のことは分からないという足立委員からの話について、今までの条

例のなかで運用された結果が、町民はほとんど分からないなかでこのような状況になったことを踏まえ、それを基本に考えていけば、こういうことをもっと持っておけば、私たちが知り得たのではないかということを経済や町民の部門にも入れていくという考え方を協議していったらよいと考える。

三浦委員 いま、部会に分けるという話になっているが、委員が全て素人であり、素人ということが強みであると思う。「町民」、「行政」、「議会」において、「町民」と「行政」との関係が重要であると考えている。

小林委員 先ほどの山中委員から、基本条例をつくっても既存の個別条例が違うことを決めていけば、そちらが優先するのではないかということが心配であるという話があったが、柄沢委員の意見のとおりであると考えている。基本条例の最高規範性を明確に謳えば、それに抵触するような既存の条例については、基本条例を尊重する形で見直しをしてもらうこととし、我々がいちいち全部をチェックする必要はないし、大きなところで上牧町の基本条例の枠組みをどう考えるかという観点から捉えておけばよいと考える。一般法と特別法の関係においては、特別法が優先するという話は分かるが、この場合は、基本条例があって、個別条例があるという話であれば、基本条例がある種、憲法みたいなものであるとの話も最初にあったので、そのような捉え方でそれが尊重されるという理解で良いと考える。

井尻委員 私の考えでは、既存の条例と基本条例の間において、本来齟齬は起こりえないものであると思う。基本条例は理念を先行させた条例であって、既存の条例のほとんどは、法律により制定を義務づけられた、技術的、手続き的なもので、今出ているようなことを懸念する必要はないと考える。

小林委員 私も町の既存の条例を全く知らないが、例えば、情報公開条例という個別条例があったとして、今から定めていく基本条例における情報公開の理念やあり方と多少違う場合やもっと既存の条例よりも踏み込んだ形に決まる可能性が想定されるが、そのときは、基本条例の規定を尊重し、既存の条例を見直すことになるのではないかと考える。

遠山委員 既存の情報公開条例において、仮に「住民は情報公開を求めることができる」という規定があったとして、基本条例において「住民からの情報公開

の請求があった場合、町はその請求に応えなければならない」と規定した場合、どちらを優先するのかという話については、基本条例のなかで決めていけばよいと考える。それに伴って、既存の情報公開条例を改正する旨を指示するのかという形で進めていったらよいと思う。最初の段階で全ての条例を勉強するとなれば、自分たち委員の本来すべきことが分からなくなることもあるので、個々の部会において、それぞれ勉強していくことが望ましいと考える。

議長 部会に分けるということについては、各委員において異存はないものであると認識するが、部会に分けることについての意見があれば発言してもらいたい。

－「部会に分けることに賛成」の声あり－

それでは、部会を「町民」、「行政」、「議会」に分けるとすれば、それぞれの委員定数はどうするのか、各部会の委員構成及び部会所属の希望をどのようにするのかについて、議論をしていきたいと考える。

遠山委員 基本的には、委員各位は、それぞれ良い条例をつくろうとして委員会に加わってもらっているので、どの部会に属してもよいという気持ちであると思っており、正副委員長に一任というのも一つの案であるとは考えるが、私としては、各委員の希望を考慮した部会分けを希望する。それぞれの委員から第1希望、第2希望、第3希望を出してもらい、それに基づき調整を行うことにすれば良いと考える。

木村委員 基本的には賛成であるが、全体会で希望を出し合って、部会の振り分けを行い、全体の場において皆で決めていくという方法が良いと考える。

山中委員 委員の部会の希望を聞く際に、第1希望、第2希望、第3希望に加えて、「どの部会でも良い」という選択肢を設ければよいと考える。各部会の人数については、第1希望による部会の振り分けにおいて、著しい偏りがある場合は調整を行うこととし、若干の偏りであれば、各委員の第1希望を尊重した部会分けで運営すべきであると考えている。

小林委員 基本的にはそれでよいと思うが、多少の偏りはどの程度の偏りであるのかという話もあるわけで、最終的な調整は委員長に任せるとすることが適当であると考えている。

柄沢委員 各部会の所掌事項が、明確にはまだ決定されていないように思うのだが？

議 長 「町民」と「行政」と「議会」に分けて、3部会で運営するという方向性が決定されたものと認識している。

柄沢委員 それは分かっているが、極論すればそれらはどれもが互いに関わってくるので、どの部分までを各部会で議論するのかということによっても、部会での議論が変わってくるものと考え。現状では、19名を3つの部会に分けることになるが、早急に欠員となっている委員の補充を行い、部会分けをした最初から入ってもらえるような体制を整えてもらいたい。

田島委員 部会と全体会の会議のバランスや進め方について、例えば、ある部会が早く終わった場合、他の部会に参加することはできるのか、また、二つの部会に属することは可能なのか、といった事柄を協議したいと考える。

遠山委員 各部会が所掌する事項について、部会だけで決定するのではなく、全体会において決定することになり、他の部会の所掌事項に対して意見を言うことができないという訳ではないので、部会はあくまで内容を検討して案を提示するものであり、部会はたたき台を提案するというイメージであると考えている。部会と全体会のそれぞれの開催スパンについては、今後委員会において協議していくこととなるが、個人的には、最初のうちは1部会ごとに1回の全体会が必要なのではないかと思っている。

小林委員 今までの全体会の運営に際しては、正副委員長と事務局による事前打合せを行って会議に臨んでおり、部会制に移行した後は、その会議に部会長にも入ってもらい、3部会の進捗状況などを配慮したうえで、次回の全体会の開催時期についての協議を行うことし、今の段階で決定することは適当ではないと考える。

議 長 それでは、委員の部会に関する要望を聞かせてもらいたいと考える。順次希望する部会を「町民」、「行政」、「議会」、「どの部会でも」の区分により発表してもらいたい。【各委員からは順次発表】

三浦委員：「町民」、山原委員：「行政」、山中委員：「行政」、藤村委員：「行

政)、畑中委員：「行政」、西田委員：「町民」、田島委員：「議会」、小谷委員：「町民」、木村委員：「町民」、柄沢委員：「行政」、小田委員：「どこでも」、井尻委員：「どこでも」、足立委員：「町民」、小林委員：「どこでも」、遠山：「どこでも」。

「町民」：5名、「行政」：5名、「議会」：1名、「どれでも」：4名という結果であり、この結果については、本日欠席の委員の意向を事務局で確認してもらい、後日清書したものを配付させてもらいたいと考える。

※委員会終了後、西田委員、小谷委員から「議会」に希望を変更する旨の申し出があり、「町民」：3名、「行政」：5名、「議会」：3名、「どれでも」：4名となった。

議会選出委員(2名)の所属部会について、基本的には本人の意志によるものであるが、議会部会に入ってもらふことの是非について、「議会」を希望されている田島委員の意見を伺いたい。

田島委員 今回提供した資料の栗山町の議会基本条例は、議員自らが開かれた議会にしたいとの思いで作られたものである。石狩市の市民の声を生かす条例についても、行政の方が市民の声を聴きたいとの思いから作られたものである。先ほど足立委員から、なかなか素人では……という意見があったが、自ら変えたいという思いから作られた条例が本当に効き目があると思っている。しかし、本町の場合、残念ながら議員からも行政からも出されていないので、町民の方から声を上げていくという形になっている。私は町民として、こんな議会になれば良いという思いがあり、それを実現させるうえでは、議員の方にこの部会に入ってもらい、実情を承知している議員との意見のすり合わせをしながら共に進んでいきたいので、是非議員に入ってもらいたいと考える。

山原委員 我々委員は素人であり、そこに専門の議員に入ってもらふことで、その議員に他の委員が引っ張られてしまわないかと危惧している。議員は、「議会部会」ではなく違う部会に入ることが適当であると考えている。

小林委員 このことについては、2つの意見があるが、いずれ全体会で議論するということもあり、基本条例自体も議会の承認を得なければならないということもあるので、議会選出委員の希望もあるが、2名のうち1名は「議会」の部会に加わってもらふことが望ましいと考える。なお、議員2名が当該

部会に加わってしまうと偏りが生じる可能性があるので、避けるべきであると思う。

山中委員 まずは、議員の希望を確認し、2名のうち1名が議会部会を希望されればそれでよし。良いが、そうでない場合は、趣旨を伝え、1名は議会部会に入ってもらえないかと調整してはどうか。それにもかかわらず2人とも議会将を外してほしいとなった場合はどうするのか。

議長 議会選出委員を含めて本日欠席の委員の部会に関する意見を事務局から聞いてもらい、議会部会を希望されている田島委員の意見も最大限に尊重しながら決めていきたいと考える。
個々の部会の枠組みは決まったが、その中での部会長の選任方法については、基本的には、互選になり得るものであると考えているが、異存はないということによいか？（「異存なし」の声あり）

議長 次回委員会の日程であるが、5月19日(木)午前10時から開催することにしたい。本来は、次々回の日程も決定することとなっているが、全体会と部会との関係や議会も予定されていることもあるが、開催日の広報との兼ね合いもあるので、仮にはあるが、6月23日(木)ということに決めさせてもらいたいと考える。

山中委員 木曜日ではなく曜日をずらすという方法もあると思うが……？

議長 それは可能であると思うが、何曜日にずらすかということが問題となる。

山中委員 委員会の開催を年間を通して木曜日に固定すれば、私の場合、年間予定で先に決まっているその日の予定が全部駄目になるので、何回かは違う曜日に開催してもらいたい。

遠山委員 私の場合、年間を通じて第3木曜日の開催が決まっていれば、予めその日には予定を入れないということができ、その方が都合がよいと考える。

小谷委員 私の場合は、第3木曜日を基本として予定を空けており、議会等の開催などがある月は臨機応変に対応すれば良いと考える。また、部会に移行した

時には、別途曜日の設定が必要となってくるので、現状のままでの開催が
適当であると考えている。

議 長 次々回の委員会は、調整の結果仮にはあるが、6月23日(木)午後10
時からということに決めておきたいと思う。議会開催等で都合が悪い場合
は、すぐに連絡をさせてもらうことにする。

議 長 それでは、その他として、藤村委員からのパブリックコメントに関する提
供資料の補足説明があれば、お願いしたい。

藤村委員 前回の委員会で、田島委員からパブリックコメントについては私が詳しい
との発言を受けて、それほど詳しいわけではないが資料を作成したので、
補足説明をさせてもらう。

1 パブリックコメント(PC)制度の導入と背景

国の制度・・・規制の設定又は改廃に係る意見提出手続

背 景・・・第2次橋本内閣の行政改革会議が導入を提言

政策形成過程の公平と透明性を確保するための制度として
導入

2 地方自治体の制度導入の背景と意義

導入の背景・・・行政改革大綱における制度導入の提言が導入の契機

意 義・・・ i 多様な住民意見の把握による情報源の多様化が図れる
ii 政策立案プロセスを明らかにすることにより、政策の
選択、立案に対する説明責任を果たし、信頼回復を意
図している

3 PC制度の特徴

(1) 自治体の公聴制度

① 資格制限のない制度

知事への提案、県民相談、請願、陳情

↓

政策等の影響度に疑問

② 資格制限のある制度

対話集会、県政モニター、審議会

↓

意見が政策に反映される可能性は高い

(2) PC制度

- ・制度の対象が事業の企画立案に用いられるため、対象範囲・参加資格が限定的になる。・・・が、原案に基づく意見募集が行われるため、提出された意見への配慮や、結果についての説明責任が制度的に保障される。

4 制度導入による行政・住民・議会の位置づけと役割

- (1) 行政 意見・情報・行政需要が多角的に把握可能となり、政策実現の情報源が拡大するとともに説明責任を果たすことが可能となる。→ 行政に咀嚼する能力が求められている。
- (2) 住民 企画立案段階への参加の機会が開かれ、統一されたルールやプロセスにより、平等に取り扱われることになる。また、原案等が予め提示されるので、具体的な意見の呼び起こしが可能となり、さらに意見に対する行政の考え方や取り扱いが明確になり、制度としての応答性や透明性の確保が保障される。→ 住民としては「言いつばなし」ではなく、冷静な対応が望まれる。
- (3) 議会 住民に対する直接的な行政責任の意味合いが含められた首長公選制(憲法)、直接請求権(地方自治法)があり、議会と行政の民主化が課題である。そこで、この制度は議会との関係においても情報拡大の効果をもつとともに、議会審議の前段階に民主的過程を付加し、審議充実に寄与できる。→ 議会も真剣に本来の機能回復を！

現状 奈良県の条例 意見を聞くことは明記されているが、意見への回答、意見の反映の仕方等が明記されていない。
上牧町の条例 基本的には、奈良県の条例を町に置き換えて制度化されている。

我々が基本条例を作っていく過程において、公聴会を開いて住民に話をし
ていくと言うことに加えて、パブリックコメントを取ってみてはどうかと
考える。これまでも私は、町にいくつかのパブリックコメントを出した
が、正式な回答は1度しかなく、それも満足な回答ではなかった。この条
例のなかでは、そういうことをすれば、必ずきちっと回答すること、それ
を反映させることを規定することが必要であるとの考えから、参考までに
とこの資料を提供したものである。

畑中委員 4月3日、片岡台2丁目町内会の23年度総会に出席し、当委員会のPR

をした。近く議事録を公民館に置くことになるので、読んでいただきたい。
又、意見も聞かせていただきたいと依頼した。

出席者から議事録を置くのはよいが、公民館の中ではなく、出入り口脇の外側軒下に公示板を設け、そこに置けばいつでも読めるのではないかとの意見が出た。町内会役員は、公示板について、連合会の会合で要望として出すと回答した。

後日、各地区の公民館等 8 軒を見て回ったが、上記の要求に対応できるのは 3 軒で、他は構造的に無理だろうと思った。

最後に、町会長から町内会の今年度の目標の一つとして「2丁目の皆さんに出来るだけ沢山公民館をつかっていただきたい」というのをあげている。そして、「2丁目シルバークラブが、第2・第4金曜日の午後、公民館を開けて誰でも利用できるように待っている」とのお話があった。他の地区の参考にと思い披露する。

事務局 各自治会長に対する公民館への議事録の設置に関する依頼については、4月27日(水)の自治連合会の総会時に事務局により対応することとしている。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了(4時30分)。

※ 次回委員会は、5月19日(木)午前10時から役場 3階 委員会室で開催する。

※ 次々回委員会は、6月23日(木)午前10時から役場 3階 委員会室での開催を予定している。